

明治一〇年代における中学校の組織化：山口県の 「県立五中学校制度」を事例として

永添, 祥多
東亜大学：非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1904338>

出版情報：教育基礎学研究. 2, pp.71-84, 2005-03-31. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University
バージョン：
権利関係：



明治一〇年代における中学校の組織化

—山口県の「県立五中学校制度」を事例として—

永添 祥多

はじめに

明治初年、元来日本に存在しなかった中学という教育概念が移入されて以降、しばらくの間は中学校の「未分化混沌」¹の時代が続いた。本稿で対象とする明治一〇年代は、まさにこの時期に当たり、中学と称してはいてもその実態を見ると、私塾や小学校と大差ない学校、高等教育機関進学のための外国語学校、自由民権運動の政治色を帯びた学校、地域の指導者養成を目指す学校など実に多種多様な学校が含まれていた。このような状況を放置し得なくなった文部当局は、明治一四年の「中学校教則大綱」、一七年の「中学校通則」等によって規制を加え、中学校の「正格化」を行っていった。

ところが、「混沌」とした全国的状況の中であって、山口県では中学校を中央の高等教育機関進学のための進学階梯として位置づけ、具体的方策として県立中学校五校を設立し、これらを本・分校という形で組織化して、体系的な進学教育制度を形成していたのであった。山口県の中学校は、明治三年十一月に山口藩校山口・萩明倫館が山口・萩中学と改称されたことによって始まる。明治五年の「学制」を受けて山口・萩変則中学に改組され、六年には山口・萩変則小学、八年には山口・萩上等小学、十一年には山口中学校及び萩分校と推移し、途中に最大数ヶ月程度の断絶機関や校名に「小学」を冠した時期もあったが、実態としては中等程度の教育が継続されていた。明治一〇年代初めになると、県の内外で中学校教育振興を求める機運が高まった。当時、県内では士族授産の一環として中学校を充実する必要性が高まっており、一方、中央では県出身政府要人による防長教育振興運動が発生していた。これら機運の高まりを受けて、明治一三年六月山口・萩・豊浦・徳山・岩国の県立五中学校が設立されたのであった。五中学校は山口中学校を中心に他の四校をその下に置く形で組織化されていたため、「県立五中学校制度」と称された。明治一七年二月になると、山口中学校と他の四校は正式に本・分校関係に立つこととなり、同一の教則・校則・財政等の下に統一されて「県立五中学校制度」は完成した。

このように、明治一〇年代の山口県では、中央の高等教育機関への進学に目標を絞って、すべての県立中学校を組織化し、他府県に先駆けて進学教育を行っていたのである。このた

め、海原徹「山口県の中等教育」（『明治前期学校成立史』臨川書店、一九六五）や神辺靖光「明治一〇年代における山口県の県立中学校」（『兵庫教育大学研究紀要』第一〇巻、一九九〇）といった先行研究もその特異性に注目しているが、大要説明や制度的検討が中心となっており、『山口高等商業学校沿革史』（山口高等商業高等学校、一九四〇）においてもその概要が述べられているに過ぎず、「県立五中学校制度」の教育実態は十分明らかにされていない。

そこで、本稿では、まず、県立五中学校の成立経緯や組織化の過程を明らかにし、さらには「県立五中学校制度」の特質、即ち学校組織、教職員や生徒の状況、進学成果、学習活動の特色等を明らかにしていく。また、明治二〇年代に形成される山口県独自の進学システムと「県立五中学校制度」とはどのような関係にあったのかという、明治一〇年代における中学校組織化の歴史的意義についても検討する。

一、「県立五中学校制度」の成立

（一）県立中学校設立の機運

明治一一年五月、山口上等小学（鴻城学舎）は私立（毛利家経営）の山口中学校へ、萩上等小学（巴城学舎）は萩分校となって、中学校が復活した。この私立中学校時代に定められた「山口県中学諸則」（明治一二年八月文部省に伺いを立て、一二月裁可）²によれば、「第一章校則」第一条に「本校ハ小学卒業ノ者及ヒ卒業相当ノ学力アル者ニシテ年齢大凡満十四歳以上ノ者タルヘシ」と入学資格が示され、さらに「第六章教則」では「第一条 中学ハ高等普通ノ学科ヲ教授シ各自有為ノ志力ヲ養成スル所ナリ」、「第二条 中学学科ヲ尋常高等ノ二種ニ分チ尋常科ハ三年高等科ハ二年半合セテ五年半ノ修業トス」とあって、尋常中学科三年（六級）・高等中学科二年半（五級）の学科課程であったことが分かる³。そして、山口中学校には両者が、萩分校には尋常科のみが置かれた。だが、「山口県中学諸則」の作成は、明治一二年三月に初の通常県会において私立中学校を県立へ移管する方針が承認された後のことであるため、来るべき県立中学校開設のための準備作業であったと考えられ、実際に県立移管後もしばらくの間、これが踏襲されていた。学科については、「英書及漢書ヲ以テ普通ノ学科ヲ教授スル所トス其科目ハ文法、作文、地理、歴史、物理、経済、算術、簿記法等ナリ」⁴とされ、この中でも特に英学・漢学・数学が重視されていた。山口中学校は教員六名・生徒四三名、萩分校は教員七名・生徒五七名という状況⁵であり、両中学では上級学校進学をめざした普通教育が行われていたが、実際に東京大学予備門等の中央の高等教育機関へ進学することはできなかった。

明治一〇年代における中学校の組織化

このような郷里の中等教育の状況は、県出身在京有志の間で憂慮されるところとなり、明治一二年になると、彼らの間で中学校教育の刷新を求める運動が発生した。この運動の中心人物で、当時文部省勤務であった江木千之（岩国藩出身）は「山口県学事拡張方案要略」⁶を起草し、旧藩校明倫館の再興によって中学校教育を振興することを計画した。この計画自体は実現するに至らなかったが、山口明倫館を本校として萩・豊浦・徳山・岩国に分校を置くという制度的大綱は、後の「県立五中学校制度」の原型になったと考えられる。また、江木を中心とした運動は、井上馨・伊藤博文・山県有朋といった県出身政府要人をも巻き込んで在京山口県人全体の運動に発展していき、明治一七年十一月の防長教育会創設となって結実していくのであった。

県出身在京有志の運動が発生したのとほぼ同時期、県内でも士族子弟の教育のために本格的対策を講じようとする動きが起こっていた。士族授産の機関である士族就産所の第一回総会が明治一一年一〇月に開かれ、「就産金の利子を以て中学校程度の学校を設立し、士族の子弟を入学させ」⁷という中学校設立案が提出されたのである。結果的にこの案は否決され、士族就産所の利益配分案の方が可決されてしまった。士族の窮乏が深刻であったため、中学校設立は実現するには至らなかったが、士族にとって「将来の活路を開く」⁸ものとして中学校教育が捉えられていたのであった。

このように県の内外で盛り上がった中学校教育振興を求める機運に呼応して、明治一二年三月初の通常県会において、県当局は中学校補助費（九〇〇円）を計上し可決された。県当局としては、私立中学校に対してその経費を補助し、漸次県立に移管する方針を立てていたのである。さらに、県当局は旧藩主毛利家及び各分家、在京県出身有志、県内有志等から寄付金を募り、これらをまとめて「中学資本金」として県立中学校の経営資金とし、県当局も自ら、明治一一年度の県税剰余金の内、二万円を割いてこれに加えた。「中学資本金」は、私立山口中学校及び萩分校の学校資本金三万三一五六円に加えて、新たに四万円を寄付した旧藩主毛利元徳をはじめ、多くの旧藩関係者の寄付から成っており、「県令ノ管掌スル所ノ別種金」⁹とされ、かなりの高額に達した。神辺靖光氏は、この「中学資本金」が先例となって「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」（明治一四年一月制定）第八条の「府県立学校幼稚園書籍館等ハ地方税ヲ以テ設置スルヲ常トスルト雖モ亦府県知事県令ノ管掌ニ係ル別種ノ資金ヲ以テ之ヲ設置スルコトアルヘシ」¹⁰という規定が作られたのではないかと推測し、またそれを可能にする背景が当時の山口県にはあったとしている（例えば、江木は文部省地方学務局勤務であった）¹¹。神辺氏の推論は、実証はできないものの、大変興味深い指摘であり、山口県の県立中学校の財源が当初から特異なものであったことは事実である。

さらに、中学補助費や県税剰余金の支出に際しての県会論議において、中学校設立に対する反論は全く出ておらず、むしろ中学校教育の拡張を望む意見が大勢を占めていたということも、県立中学校廃止論で県会が紛糾していた他府県とは異なる山口県の特質であるといえる。山口県の場合、県立中学校に対する県民の支持や期待が大きかったと考えられるのである。

県立中学校設置の準備を終えた県当局は、明治一三年六月県下を五中学区に分け、各中学区に県立中学校を一枚ずつ設置する旨の布達を発し、ここに山口・萩・豊浦・徳山・岩国中学校が設置されることとなった。このうち、山口・萩中学校については「山口・萩両校ノ儀ハ従来毛利元徳私立ノ学校ヲ換ヘテ県立ノ学校トナシ」¹²とされ、豊浦中学校については私立豊浦学舎（明治八年に旧長府藩関係者が子弟教育のために設立）を豊浦中学校に改組し、徳山・岩国中学校については「岩国・徳山ノ如キハ従来頼テ以テ県立トナスヘキ各種学校ノ如キモノアラス乃チ客歳新タニ之ヲ設置スルモノナリ」¹³とされ、旧本藩及び支藩の所在地すべてに県立中学校の設置を見たのである。

学科課程は尋常中学科三年・高等中学科二年の計五年制とされ¹⁴、山口中学校には両者が、他の四校には尋常中学科のみが置かれた。したがって、「山口中学校ニ於テ初等及高等科ヲ設ケ而シテ他ノ四中学校ニ於テ初等科ヲ卒業セシモノハ悉ク山口中学校ニ進学セシメ」¹⁵とあるように、各中学校の尋常中学科を卒業した者が山口中学校の高等中学科に進学し、さらに上級学校への進学を目指すという組織となっていた。それに加えて、「山口中学校ニ於テ更ニ其優等ナル者ヲ選ビ貸費生トナシ東京官立学校ヘ進学セシメント欲ス（中略）即チ山口県中学校ノ目的ナリ」¹⁶という学費給与制度の計画が、明治一六年六月になって「山口県中学校学資給与規則」¹⁷の制定という形で実現した。高等中学科在学学生や高等中学科を卒業して東京大学予備門等の上級学校へ進学する者に対しては、貸費生として学費を支給する奨学制度が実施されていたのであった。このように、県内の小学校（小学校中等科）を卒業した者が、初等中学科に入学し、高等中学科を経て中央の高等教育機関に進学するという組織が構築されていたのである。

また、五中学校の財源については、前出の「中学資本金」の利子及び中学校補助費（明治一七年度より中学校費と改称）と称する地方税の補助や授業料によって賄われており、県庁管理の下に予・決算が執行されていた。

（二）中学校組織化の過程

五中学校が設置されて半年後の明治一三年一二月「教育令」が改正され、これを受けて翌一四年七月には「中学校教則大綱」が制定された。このため、山口県においても従来の「山

明治一〇年代における中学校の組織化

山口県中学諸則」を改定する必要に迫られ、明治一五年一二月に教則及び試験規則から成る「山口県中学校諸則」¹⁸が制定されたが、完備した内容ではなかったため、早くも翌一六年五月には全面的に改定されている。

明治一六年の「山口県中学校諸則」は、「第一編教則」、「第二編試験規則」、「第三編校則」の三編二第三章一二二条及び学科配当表や使用教科書表から成る整備された内容である。この中で特に重要なものが、「第一編教則」であり、「第一章教養（マツ）ノ目的」、「第二章学科ノ区分」、「第三章修業年限及学級」、「第四章学年及学期」、「第五章授業ノ日及時」、「第六章教授要旨」、「第七章学科ノ課程」に区分されるが¹⁹、教則の中の教育の目的、学科区分及び学科の種類、修業年限等は、「大綱」の規定とほぼ同一のものである。学科課程及び修業年限が、初等中学科四年（一～八級）、高等中学科二年（一～四級）とされたことを受けて、明治一七年一月の県布達によって、山口中学校には初等・高等中学科の両方が、他の四校には初等中学科のみを置くことが定められた²⁰。このような移行措置を経て、明治一七年三月より「諸則」は実施されるに至ったのである。

高等中学科が山口中学校のみに置かれたため、各校の初等中学科を終えて進学する者は山口中学校高等科に進まざるを得ず、事実上山口中学校が本校、他は分校の関係に立っていた。すでに、明治一四年段階で、県当局は「山口中学校ヲ以テ他ノ四中学校ヲ統轄シ他四中学校ヘハ所謂初等中学校ノミヲ施シ、特ニ山口中学校ニ於テ初等科高等科ヲ設ケ而シテ他ノ四中学校ニ於テ初等科ヲ卒業セシモノハ悉ク山口中学校ニ進学セシメ」²¹との将来計画を立てており、同一六年段階では「急設スヘキ須要ナルモノ」²²として「中学校ノ規模ヲ変更シ山口ヲ本校トシ其他ハ分校トシテ生徒ノ養成学校ノ管理ヲ均一ナラシムル事」²³をあげていた。

明治一七年二月山口以外の四中学校はすべて山口中学校の分校とされて、ここに高等教育機関進学を目的とした「県立五中学校制度」が完成したのであった。折しも、文部省が「中学校通則」（明治一七年一月公布）で中学校の基準強化方針を示していたこともあって、中学校充実のための財政支援組織として、明治一七年一月には防長教育会が創設された。つまり、防長教育会は「県立五中学校制度」の整備・拡充を目的として創設されたのである。この結果、年額五〇〇〇円の県費支出（中学校費）を除けば、県立中学校諸経費のほとんどが同会によって賄われることとなり、表面上は県立であったが、事実上県と同会の共同経営となった。同会は山口中学校の校舎改築を行う等、積極的に中学校教育推進政策を打ち出していった。海原徹氏が指摘するように²⁴、明治一六年の「諸則」の制定は、文部省が要求する学科や程度といった一定の基準に、山口県独自の「県立五中学校制度」を適合させるという意味以上を出るものではなく、むしろ文部省の一元的・画一化政策との対応関係における

山口県独自の中学校政策の法制化ないし制度化であったという点は重要である。山口県では、文部省の政策を上手にかわしながら、あくまでも独自の中学校教育を貫いていったのである。

二、「県立五中学校制度」の特質

(一) 学校管理組織

「県立五中学校制度」の特質は、まずその学校管理組織面において見られる。学校管理・運営規定である「山口県中学校職制事務章程」（明治一六年七月制定、明治一三年六月の県立中学校設置の際に制定された「山口県中学職務章程」に事務分課の規定を加えて改定したもの）が「県立五中学校制度」完成直後の明治一七年三月に改定されて分校条例が加えられた。これが「山口中学校職制事務章程并分校条例」²⁵である。この時の改定は五中学の組織化に対応したものであり、管理組織が一層明確化された。「章程」では、まず校長の職務として、「本分校ヲ管理シ教員職員ヲ統轄シ、其進退ハ県令ニ具状シ」、「本校ノ教則諸規則等ニ付キ意見アルトキハ県令ニ具申スルコトヲ得」、「生徒ヲ監督シ之ヲ賞罰進退ス」等とあって、教職員及び生徒を管理する権限を有することが規定され、教諭については「校長ノ指揮ヲ受ケ生徒ヲ教授ス」とあって、校長の監督下に生徒の教育に携わることが規定されていた。だが、校長は県令の指揮を受けて権限を行使できることとなっており、五中学校に関する最終決定権は県令が握っていた。この点について、神辺氏が「第2次教育令以後、県令の教育上の権力が強化されたが、それは小学校の学務委員に対するもので、この時期、中学校長に対して県令の権限を明確化した例は少ない」²⁶と指摘しているように、特異な学校管理規定であったといえる。

また、「分校条例」では、「第一条 分校ノ一切ノ事務ハ山口中学校長ニ於テ之ヲ総管セシメ、教員書記ハ皆本校ヨリ派遣ス」、「第二条 分校ニ於テハ幹事一名ヲ置キ教員若クハ書記ヲ以テ之ニ充ツ其職権左ノ如シ 一教員書記ヲ統率シ其能否勤惰ヲ視察シ本校校長ニ具状スルヲ得 一生徒ヲ監督シ其賞罰進退ヲ本校校長ニ具状スルヲ得（中略）一事ヲ本校長ニ受ケ校務ヲ整理ス」、「第三条 分校在勤ノ教員書記筆生ハ幹事ノ指示ニ従ヒ各其職務ニ従事スヘシ」とあって、分校の教職員はすべて山口本校から派遣することとし、さらには幹事（事実上の分校長）の職務権限についても規定され、山口本校長の指揮を受けてすべての分校校務を統轄するものとされていた。特に、生徒の監督のみならず、分校教職員の勤務状況についても本校長に上申することと規定されている点は注目され、教職員及び生徒管理が徹底していたことが分かる。県当局の管理下に、山口中学校及び四分校が組織化され、県令の指揮・命令が円滑に行き渡る仕組みになっていたのである。

明治一〇年代における中学校の組織化

(二) 教職員の状況

では次に、教職員の状況について、「県立五中学校制度」が完成した明治一七年を事例として見てみたい。山口中学校の場合、開校当初は私立時代の教職員がそのまま留任し²⁷、萩・豊浦中学校の場合も各々萩分校・私立豊浦学舎の教職員が留任したが、徳山・岩国中学校については新採用されたと考えられる。明治一七年当時、五中学校の教員の職階は、一～三等教諭・一～三等助教諭・準助教諭・講師・雇教員と細分化されていた²⁸。四方一瀞氏は、明治一七年の教職員状況について詳細に検討しているが²⁹、これによれば、教員数は山口一名、萩一〇名、豊浦一〇名、徳山八名、岩国九名の計四八名であり、特に山口学校の増加率が大きいとされる。

また、教職員個人に関することとして、四方氏は次の三点を指摘している。まず第一に、山口県出身、それも土族出身者が多いということである³⁰。具体的に検討してみると（史料としては『山口中学校 明治十七年報』山口県文書館蔵を使用）、全教職員五九名の中で山口県出身者は五三名（八九．八％）であり、その内、土族は四九名（八三．一％）である。このことから、教職員のほとんどが旧山口本・支藩出身の土族によって占められていたことが分かる。第二に、教員一人あたりの担当学科が多く、最高では九学科にのぼり、三学科担当の者が最も多かったということである³¹。この理由としては、財源不足が考えられ、制度的には整備されたかに見えても、その実、財政基盤は脆弱であったといえるのである。これを裏付ける事実として、教職員の俸給が極めて安かったため、文部省から県当局に対する照会文書（明治一七年三月一日付）の中で、「四分校共教員給料額ノ如キハ尙寡少ニシテ」³²と指摘されている。第三に、全体的傾向として、和漢文・修身・歴史・地理担当の者が多く、特に和漢文担当教員の占める割合が多かった（一九名）ことから、伝統的な教科観・教師像がうかがわれるということである³³。しかし、四方氏の指摘する学科ばかりでなく、英語一三名、数学二〇名と、これら二学科担当者もかなりの人数にのぼっている。学科担当の教員数は、「諸則」に規定された各学科の授業時間数に対応しているのであり、四方氏の一方的な指摘には大きな疑問を感じる。

(三) 生徒の状況と進学成果

初等中学校八級（一学年）への入学資格は、明治一六年制定の「中学校諸則」の「第三編 校則」第五〇条によれば、「中学校へ入学スヘキ者ハ小学中等科卒業以上ノ者及ヒ卒業相当ノ学力アル者タルヘシ」とあって、さらに第五条には「小学卒業ノ者ハ其証書ヲ持参シテ

永添 祥多

檢視ヲ受ケ、然ラサル者ハ左ノ定格ノ試験ヲ受クヘシ（以下略）」とあり、小学校中等科卒業者は無試験入学の資格を有するとされたが、それと同等の学力を有する者も読物・作文・算術・地理・歴史・物理の試験を受けて入学を許可された³⁴。当初、小学校中等科卒業者及び同等の学力を有して入学試験に合格した者の両方を合わせた数が募集定員を超過した場合は、さらに両者対象に選抜試験を実施していた。だが、明治一九年六月以降、小学校中等科卒業者の数が募集定員を超過した場合のみ全入学志願者対象に入学試験を実施することとし、小学校中等科卒業者の数が募集定員に満たない場合は、その不足分について同等学力を有する者を試験によって選抜することとした。

学期は九月一日から翌年二月二八日までの前期と三月一日から七月三十一日までの後期の二学期制であり、通常は九月に入学試験が実施されたが、退学生徒分の欠員補充のために後期初めの三月に実施することもあった。では、実際の入学試験の状況はどのようなものだったのだろうか。例えば、明治一八年の山口本校では「本年初等八級入学試験ノ数一回ニシテ之ニ応シタル志願者ハ一百十八人内入学ヲ許シタル者三十三人也」³⁵とあり、同一九年の豊浦分校では「年内入学試験ノ数一回ニシテ之ニ応シタル者五十二名内試験合格ノ上初等八級へ入学シタル者三十人」、同年の徳山分校では「年内入学試験ノ数一回ニシテ志願者人員五十六名内合格ノ上入学シタル者初等八級へ三十三人」³⁶とあって、二～三倍程度の倍率があったことが分かる。各校ともかなり多くの入学志願者を集めていたのであり、小学校中等科卒業者の無試験入学の規定はあったものの、実際には試験によって入学者が選抜されていたのであった（この他、初等科八級入学者以外に、各級へ途中入学者も存在した）。

次に、かなりの倍率の試験によって選抜された生徒の状況を見てみたい。第1表は五中学校の生徒数の一覧である。

第1表 山口県立五中学校生徒数一覧（明治一七年二月より山口中学校及び四分校）

年次	山口	萩	豊浦	徳山	岩国	計
明治13年	35	41	57	40	34	207
14年	56	45	57	37	55	250
15年	52	60	52 (51)	86	48	298 (297)
16年	114	68	73	74	32	361
17年	129	95	97	115	77	513
18年	134	95	114	115	80	538

明治一〇年代における中学校の組織化

19年	137	82	112	105	60 (53)	496 (489)
-----	-----	----	-----	-----	------------	--------------

(注) 『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』、『山口県学事第二年報』(明治一七年)、『山口県学事第三年報』(明治一八年)、『山口県学事第四年報』(明治一九年)、『文部省第八年報』(明治一三年)～『文部省第十四年報』(明治一九年)の各年版、『山口県山口中学校 明治十五年報』、『山口中学校 明治十六年報』、『山口中学校 明治十七年報』、『山口中学本分校 明治十八年報』、『山口中学本分校 明治十九年報』より作成。なお、明治15年の豊浦については、『文部省第十年報』(明治一五年)には51名とあり、同19年の岩国については『山口中学本分校 明治十九年報』には53名とあるため、各々()に記した。

この表から、若干の増減はあるものの、各校とも次第に生徒数を増やしていることが分かり、特に、初等・高等中学科の両方を備えた山口中学校の規模が最大であったことが分かる。これら生徒の族籍については、判明する明治一七年の場合、山口一二九名(士族九一・平民三八)、萩九五名(七三・二二)、豊浦九七名(七〇・二七)、徳山一一五名(六一・五四)、岩国七七名(五四・二三)となっており、全中学を通しての士族率は六八・〇%とかなりの高率となる。このことから、五中学校は士族子弟を中心とした中学校であったということができ、県立中学校設置の目的はほぼ達せられていたといえる。

山口本校及び各分校で初等中学科を終えた者は、本校の高等中学科に進学することとされていたが、実際に進学した者はどのくらいいたのであろうか。第2表は初等中学科(明治一五～一六年は尋常中学科)が初の卒業生を出した明治一五年から一九年までの初等中学科(尋常中学科)卒業生数及びその中の高等中学科進学者数の一覧である。

第2表 山口県立五中学校初等中学科(明治一六年までは尋常中学科)卒業生数一覧

年次	山口	萩	豊浦	徳山	岩国	計
明治15年	5 (0)	2 (不明)	3 (不明)	0	0	10 (不明)
16年	6 (6)	4 (不明)	17 (不明)	0	0	27 (不明)
17年	4 (4)	4 (3)	11 (2)	7 (2)	3 (2)	29 (13)
18年	6 (3)	4 (1)	7 (1)	5 (5)	2 (0)	24 (10)

永添 祥多

19年	3	5	3	5	0	16
	(3)	(1)	(1)	(5)		(10)

(注) () は卒業生中の高等中学科進学者数である。『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』、『山口県学事第二年報』(明治一七年)、『山口県学事第三年報』(明治一八年)、『山口県学事第四年報』(明治一九年)、『文部省第八年報』(明治一三年)～『文部省第十四年報』(明治一九年)の各年版、『山口県山口中学校 明治十五年報』、『山口中学校 明治十六年報』、『山口中学校 明治十七年報』、『山口中学本分校 明治十八年報』、『山口中学本分校 明治十九年報』より作成。なお、明治15年の山口中学校初等中学科卒業生数については、前出史料では不明であるため、『山口高等商業学校沿革史』(147頁)の記載にしたがって5名とした。また、明治19年については、『山口県教育史』下巻(山口県教育会、1925、復刻版第一書房、1982、224～225頁)によれば、山口は3名(1名)、豊浦は卒業生なし、岩国は3名(3名)となっている。

前表から、初等中学科卒業者のすべてが高等中学科に進学した訳ではないことが分かり、具体的には明治一七～一九年の卒業者に占める進学率は、四七・八%となり、半分程度しか進学していなかった。

では、高等中学科に進学しなかった者はどのようになったのであろうか。例えば、明治一七年の徳山分校では「三名ハ師範学校へ二名ハ私立武学講習所へ入学セリ」³⁷とあり、同一九年の萩分校では「一名ハ山口県尋常師範学校へ一名ハ大坂私立予備学校へ入学シ此外他へ遊学シタル者二名ナリ」³⁸とあることから、高等中学科へ進学せずに他の学校へ進学していた者も相当数いたことが分かる。高等中学科の生徒数・卒業生数及び進路は次表の通りである。

第3表 山口中学校高等中学科生徒数・卒業生数・進路一覧

年次	生徒数	卒業生数	進路
明治15年	9	1	不明
16年	7	0	
17年	21	0	
18年	13	4	東京大学予備門2名・明治法律学校1名 ・「遊学スルモノ」1名
19年	14	0	

(注) 明治15年の卒業生1名は「旧教則」によるものであり、詳細は不明である。『山口県学事第一年報 自明治六年至同十六年』、『山口県学事第二年報』(明治一七年)、『山口県学事第三年報』(明治一八年)、『山口県学事第四年報』(明治一九年)、『文部省第八年報』(明治一三年)～『文部省第十四年報』(明治一九年)の各年版、『山口県山口中学校 明治十五年報』、『山

明治一〇年代における中学校の組織化

口中学校 明治十六年報』、『山口中学校 明治十七年報』、『山口中学本分校 明治十八年報』、『山口中学本分校 明治十九年報』より作成。

明治一八年一〇月卒業の四名が、「山口県中学校諸則」に基づく最初にして最後の卒業生ということになり、この内の二名は学費を支給されて東京大学予備門に進学している。全国的にまだアーティキュレーションが成立していなかった時期ではあるが、「中学校教則大綱」の規定に従って、初等中学科→高等中学科→東京大学予備門と進学階梯を踏んだ者がわずかに二名であるが存在していたのであった。

（四）学習活動の特質

「県立五中学校制度」は進学制度であったため、その教育活動には進学を意識した様々な特質が見られた。初等中学科の学科は「修身和漢文英語算術代数幾何地理歴史生理動物植物物理化学経済記簿習字図画及唱歌体操」の一九科目とされ、高等中学科は「初等中学科ノ修身和漢文英語記簿図画及唱歌体操ノ続ニ三角法金石本邦法令ヲ加ヘ又更ニ物理化学ヲ授クルモノトス」の一・二科目とされたが（「諸則」の「第一編教則」第三～四条）³⁹、これらは「中学校教則大綱」の示す学科と同一のものであった。また、毎週の授業は初等三一時間、高等二九時間とされており（「教則」第一〇条）、月～土曜日の毎日五時間程度の授業が行われていたことが分かる。

試験については、担当教員の意志によって学期ごとに四～五回、随時行われる臨時試験と、学期末の七・二月に行われる定時試験とがあった。特に、定時試験については、進級・卒業試験の意味も持っており、その成績は特に重視されていた。例えば、「定時試験ヲ施行セントスルトキハ予メ其期日ヲ定メ廿日以前ニ県庁へ届ケ出テ且其学区内ニ報告スヘシ」（「諸則」の「第二編試験規則」第三五条）⁴⁰とあって、実施に際しては事前に県庁に届出の義務があり、「定時試験ヲ施行スルトキハ成ルヘク生徒ノ父兄ヲシテ参観セシムルヲ要ス」（「試験規則」第三六条）⁴¹とあるように、保護者の参観も必要とされていた。また、「定時試験ノ一覧表及各等科卒業生徒ノ優劣一覧表ハ県庁ニ差出シ生徒ヘ付与シ及県立学校ヘ回付シ学区内ニ掲示スヘシ」（「試験規則」第三九条）⁴²とされて、成績一覧表が県庁に提出されるばかりでなく、学区内に掲示された。さらに、成績優秀者に対する賞品授与や臨時昇級の措置も講じられていた⁴³。このように、生徒の学習熱を煽り立てる様々な手段を講じることによって、成績至上主義が貫かれていたのであり、すでにこの段階から、後の進学熱を予感させていたのであった。

また、「諸則」の中の教則部分が明治一七年一月に改正されて、外国語については英語とドイツ語の選択になった。この措置について、神辺氏の指摘するところによれば、当時の中学校としては特異な例であり、その背景には「大学進学を目的とするこの中学校の性格が読みとれる」⁴⁴としている。

おわりに

明治一九年四月中学校制度の基礎を固めた「中学校令」が公布されたことによって、中学校は尋常（五年制）・高等（二年制）の二段階に区分されることとなった。「中学校令」下にあって、山口県では独自の歩みをたどってきた進学教育を温存するために、全国唯一の特異な学校体系を構築した。これが山口高等中学校及び予備門五学校から成る学校体系であった。官立を設立主体とした高等中学校であるが、「中学校令」と同時に公布された「諸学校規則」第一条には「師範学校ヲ除クノ外、各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄付シ、其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ、官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得」とあって、この規定を利用して、防長教育会の経営による山口高等中学校（予科三年制・本科二年制）を設立したのであった。さらに、その予備門として、山口・萩・豊浦・徳山・岩国学校（当初は高等小学校別科、のち改称して五学校と総称）を配し、明治二八年に至るまであえて尋常中学校を作らなかったのである。山口県がこのような対応を取った最大の理由は、「県立五中学校制度」が完成した直後であったという特殊事情があげられよう。つまり、山口中学校及び四分校において行われた進学教育が、「中学校令」によって途絶えることのないように考案されたのが、この特異な学校体系であったといえる。したがって、「県立五中学校制度」が、「中学校令」を受けて山口高等中学校及び予備門五学校へと転換したと見るのできるのである。神辺氏は、明治一〇年代の中学校の諸事情が、学校令期において独自の体制を作った要因であるとしているが⁴⁵、山口高等中学校及び予備門五学校から成る学校体系についても突然出現したのではなく、実際には五中学校から連続しているのである。このことから考えて、明治一〇年代における中学校の組織化が、山口県独自の学校体系形成の直接の背景になったといえるのである。

- 1 『学校の歴史 第三巻 中学校・高等学校の歴史』第一法規、一九七九、五頁。
- 2 『文部省日誌』明治一二年第二二号（『明治前期文部省刊行誌集成』第二巻、一九八一、歴史文献）。なお、神辺靖光氏は、この時の尋常・高等という二区分の呼称は山口県独自のものであり、後の「中学校令」のヒントになったのではないかと推測している（「明治一〇年代における山口県の県立中学校」『兵庫教育大学研究紀要』第一〇巻、一九九〇）。
- 3 『文部省日誌』明治一二年第二二号及び「明治十五年公立中学校一覧表」（『文部省第十年報』明治一五年）による。これに対し、『山口県学事第一年報 自明治六年至同十六年』（山口県文書館蔵）及び『山口高等商業学校沿革史』（山口高等商業学校、一九四〇、九八頁）では、尋常中学科三年・高等中学科二年となっている。
- 4 「学事巡視功程」文部大書記官野村素介、明治一三年二月（『文部省第八年報』）。
- 5 「学事巡視功程」。
- 6 『江木千之翁経歴談』上巻、一九三二、江木千之翁経歴談刊行会、復刻版大空社、一九八七、一六一～一六四頁。
- 7 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三巻、内外書籍、一九三四、五六六頁。
- 8 同前。
- 9 『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』の「明治十四年」部分。
- 10 この規定が後の「諸学校通則」（明治一九年四月制定）第一条へと発展し、文部省または府県管理の私立学校を生み出していく。
- 11 「明治一〇年代における山口県の県立中学校」。
- 12 「甲第四十二号」（「明治期山口県布達類 五一」山口県文書館蔵）。
- 13 「山口県々立中学校沿革」山口県文書館蔵。
- 14 『文部省日誌』明治一二年第二二号及び「明治十五年公立中学校一覧表」（『文部省第十年報』）では、尋常中学科三年・高等中学科二年半としているのに対し、『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』及び『山口高等商業学校沿革史』（九八頁）では、尋常中学科三年・高等中学科二年となっている。ここでは、後者の記載にしたがった。
- 15 『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』の「明治十四年」部分。なお、史料中には「初等科」とあるが、この時点では尋常科である。
- 16 『山口県学事第一年報 自明治六年 至同十六年』の「明治十四年」部分。
- 17 「山口県中学校学資給与規則」（『府県史料 山口県 四』山口県文書館、一九八九、一六五頁）によれば、第一条では「初等中学科ヲ卒業シ高等中学科ニ入ル生徒ニシテ学力優等品行端正ナル者ハ其通学宿学ニ関セス毎級人員ヲ限り学資ヲ給与ス」とあり、第五条では「高等中学科ヲ卒業シタル生徒ニシテ学力優等品行端正体質強健ニシテ将来成業ノ目的アル者ハ特選ヲ以テ東京大学予備門ニ入レ続キテ大学本部ニ進学セシム此場合ニ於テハ往復旅費ハ勿論在学年限中学資ヲ給与ス」とあって、高等中学科を経て中央の高等教育機関へ進学する者に対して、県費から学資を給与して進学を援助することとなっていた。だが、明治一九年度以降は高等中学科在学者への給与は廃止された。なお、この制度は後に防長教育会による帝国大学留学生貸費制度に発展していく。

-
- 18 「第一編教則」及び「第二編試験規則」の二編一九章二二条からなる内容は、ほぼ「大綱」に即したものであったとされる。『山口県教育史』下（山口県教育会、一九二五、復刻版第一書房、一九八二、二一八頁）及び、四方一 「府県における中学校教則大綱準拠規則に関する基礎的考察（一）―埼玉県中学校模範規則と山口県中学校諸則―」（『教育学論叢』一、国土舘大学教育学会、一九八三）による。
- 19 『府県史料 山口県 四』一一八～一四〇頁。
- 20 『府県史料 山口県 四』二六八頁。
- 21 『文部省第九年報』明治一四年。
- 22 「将来学事施設上須要ノ件」（『文部省第十一年報』明治一六年）。
- 23 「将来学事施設上須要ノ件」。
- 24 海原徹「山口県の中等教育」（『明治前期学校成立史』臨川書店、一九六五、復刻版一九九〇）。
- 25 『府県史料 山口県 四』（三〇八頁）収載の史料では、「山口中学校職制事務章程并分校条例」となっており、おそらく「県」の字が欠落したものと考えられる。
- 26 「明治一〇年代における山口県の県立中学校」。
- 27 「明治一〇年代における山口県の県立中学校」。
- 28 「明治一〇年代における山口県の県立中学校」。
- 29 「『中学校教則大綱』の施行と教員配備に関する一考察―山口県の事例を中心として―」（『教育学論叢』七、国土舘大学教育学会、一九八九）。
- 30 「『中学校教則大綱』の施行と教員配備に関する一考察―山口県の事例を中心として―」。
- 31 「『中学校教則大綱』の施行と教員配備に関する一考察―山口県の事例を中心として―」。
- 32 『山口高等商業学校沿革史』一五八頁。
- 33 「『中学校教則大綱』の施行と教員配備に関する一考察―山口県の事例を中心として―」。
- 34 『府県史料 山口県 四』一四四～一四五頁。
- 35 『山口中学本分校 明治十八年報』山口県文書館蔵。
- 36 『山口中学本分校 明治十九年報』山口県文書館蔵。
- 37 『山口県学事第二年報』明治一七年、山口県文書館蔵。
- 38 『山口県学事第四年報』明治一九年、山口県文書館蔵。
- 39 『府県史料 山口県 四』一一八頁。なお、明治一七年一月に「諸則」の中の「教則」が一部改正され、外国語については英語とドイツ語の選択必修とされた。
- 40 『府県史料 山口県 四』一四〇頁。
- 41 『府県史料 山口県 四』一四〇頁。
- 42 『府県史料 山口県 四』一四〇頁。
- 43 『山口中学校 明治十七年報』、『山口中学校本分校 明治十八年報』、『山口中学本分校 明治十九年報』。
- 44 「明治一〇年代における山口県の県立中学校」。
- 45 同前。